

「不動産登記規則の一部改正（法定相続情報証明制度（仮称）の新設案）に対する意見書」

法務省民事局民事二課御中

全国青年司法書士協議会

会長 梅垣 晃一

東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル505号

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

Email info@zenseishi.com

URL <http://www.zenseishi.com/>

全国青年司法書士協議会（以下、「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2,800名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は、今般、パブリックコメント手続に付されている「不動産登記規則の一部改正（法定相続情報証明制度（仮称）の新設案）」に対して、下記のとおりの意見を述べる。

記

第1 保存期間について

【規則案28条の2関係】

不動産登記規則（以下、単に「規則」という。）の改正案では、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から5年間とされている。この点、相続登記について特に申請期限が定められていない現行法下においては、仮に法定相続情報の証明申請時に相続登記の促進のための告知等を行ったとしても、その後の相続登記の申請までに相当な年月がかかる場合がありうる。そのため、5年を超える期間（たとえば、権利に関する登記の申請情報及びその添付情報（現行規則28条10号）と同様に30年程度）を保存期間とすべきであると考ええる。

第2 法定相続情報一覧図における被相続人に関する記載について

【規則案247条1項1号関係】

「法定相続情報一覧図」には、被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡年月日並びに相続開始時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人の続柄を記載することとされているが、被相続人の死亡後相当期間が経過すると、住民票の除票が除却されることが想定され、被相続人の最後の住所が判明しても、本籍とのつながりを証することができず支障をきたす場合も想定される。また、そもそも最後の住所地を証する住民票が取得できなくなった場合においては法定相続情報証明が取得できない事態になる。よって、被相続人については、本籍の記載も「選択的に」認めるべきであると考ええる。

### 第3 法定相続情報の申出の理由について

#### 【規則案247条1項柱書、同条2項3号関係】

規則案によると、法定相続情報証明制度（法定相続情報の保管及び登記官による認証文の付与の申出等。以下。「本制度」という。）は、「表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において」、「当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは」、その相続人が利用することができる」とされている。したがって、本制度は、登記名義人ではないその他の者が、相続登記手続とかかわらないその他の手続のために利用することができる制度となっている。

この点、今次のパブリックコメント手続に付された法令は不動産登記規則のみであり、現行の不動産登記法の委任の範囲内においてのみその制定の根拠がある。そして、現行の不動産登記法は、「不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度を定める」ことを目的としており（同法1条）、登記にかかわらない権利関係の確認や認証をすることを目的としていない。したがって、登記に関わらない者の、相続登記手続とかかわらない手続のために本制度を利用することを認めることは、不動産登記法の委任の範囲を逸脱しているものと史料される。

したがって、不動産登記規則の改正のみを前提とする本改正においては、上記規則案のうち「又はその他の者」、「その他の手続」の文言を削除し、不動産の相続登記手続を利用目的とする制度に改められるべきである。

なお、不動産の相続登記手続にかかわらない者のために本制度を利用させることは、市民の利便性の向上の観点から一定の意義があると思われるが、そのためには不動産登記法を改正して新たな根拠規定を設けることが必要であると思われるので、付言する。

### 第4 遺言執行者等の申出について

#### 【規則247条1項柱書関係】

規則案によると、本制度を申出できる者は、相続人及びその代理人に限定されているが、相続登記手続に関与する者として、遺言執行者（民法1006条以下）や相続財産の管理者（民法918条3項等）も想定される。相続登記の円増化のためにはこれらの者についても申出のできる者と規定すべきであると考ええる。

### 第5 代理人の範囲について

#### 【規則247条2項関係】

規則案によると、本制度の申出をする者の代理人の範囲については、申出人（相続人）の「法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第10条の2第3項に掲げる者に限る」とされている。

この点、上述のとおり、本制度において認められる利用目的は、不動産の相続登記手続に限られるべきであるから、その委任による代理人についても、戸籍法第10条2の第3号に掲げる者（受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために職務上戸籍を請求することができる者）のうち相続登記の申請を代理人として行う者に限定すべきであると考ええる。

### 第6 その他

本制度は、相続登記手続等の促進を目的として創設されるものである。相続登記未了

の不動産の増加の現状に鑑みると、相続登記手続を促進していくことの必要性は十分に理解できる。しかしながら、多種多様な相続登記手続について日々取り組んでいる私たち司法書士の立場からは、本制度により相続登記手続が促進されるかどうかについては疑念をもたざるをえない。たとえば、法定相続人が複数人ある場合には、共同相続人の共有とはせずに遺産分割協議を経て不動産毎に単独の相続人に帰属させることが実務上非常に多いが、本制度はそのような場合に全く対応できないからである。相続登記の促進の観点からは、これらの点を含み、相続登記手続における司法書士の実務上の知見を十分に反映した新たな施策を検討していくことが必要であると考え。

以上